

# 自己点検シート【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	
点検者の職種・氏名	
点検年月日	令和    年    月    日

各項目を点検し、確認事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」、該当する事例がない場合は「事例なし」にチェック(口を■に塗りつぶすなど)をしてください。  
 根拠条文欄において、「条例」とあるのは「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成24年条例第38号)」を指します。「予防条例」とあるのは「市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第39号)」を指します。「法」とあるのは「介護保険法(平成9年法律第123号)」を指します。「規則」とあるのは「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を指します。

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
		適	事例なし	不適	
<b>I 基本方針等</b>					
1 基本方針	要介護者(要支援者)について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において日常生活を営むことができるようにするための援助を行っていますか。	条例第83条 予防条例第45条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>II 人員基準</b>					
2 従業者の員数等	【サテライト型以外】 [介護の提供に当たる職員] 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。	条例第84条 予防条例46条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問サービスについては、その提供に当たる従業者1以上配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。 ※夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができます。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 →常勤(    名)非常勤(    名)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。 →看護師(    名)准看護師(    名)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	[介護支援専門員] 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができます。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護支援専門員は以下の研修を修了していますか。 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
【サテライト型】 [事業者] 指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について、3年以上の経験を有していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
		適	事例なし	不適	
<p>[本体事業所]            本体事業所(小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所)は、事業開始から1年以上の実績がありますか。            また、本体事業所の登録者数が登録定員の100分の70を超えたことがありますか。            本体事業所と密接な連携が確保できるよう、本体事業所との距離は、自動車等で20分以内の近距離ですか。            本体事業所1か所につき、サテライト事業所は2か所以内ですか。            →以下について記載してください。            ・本体事業所の事業運営期間( 年 か月)            ・本体事業所からの移動時間( 分程度)            ・本体事業所の他のサテライト事業所数( 個所)</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<p>[介護の提供に当たる職員]            夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<p>訪問サービス従業者は、1以上配置していますか。            (常勤換算1以上ではない。)             ※本体事業所の訪問サービスと一体的に提供することができる。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<p>看護師又は准看護師を配置していますか。             →不適の場合、以下の条件を満たしていますか。            ( 満たしている ・ 満たしていない )            ※本体事業所の看護師又は准看護師により適切な健康管理が行える場合は、サテライト事業所に配置しないことができる。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<p>夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。            →本体事業所の宿直職員がサテライト事業所の登録者の訪問サービス要請に対応できる場合は、宿直職員を配置しないことができる。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<p>※サテライト事業所の宿泊サービス利用者に対し、本体事業所で宿泊サービスを行うことはありますか。            →サービス提供の有無( 有 ・ 無 )            有の場合、利用者と本体事業所の従業員と交流方法等を記載してください。            ( )</p>					
<p>[介護支援専門員]            居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。            ※本体事業所の介護支援専門員により、サテライト事業所の登録者の居宅サービス計画の作成が適切に行われる場合、介護支援専門員を配置せず、以下の研修修了者を配置することができる。            →配置されている職員にチェックをしてください。            ( <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 )            ( <input type="checkbox"/> 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 )</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
		適	事例なし	不適		
3 管理者	【サテライト型以外】 管理者は常勤専従職員を配置していますか。	条例第85条 予防条例47条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	→ 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無(有・無) ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 ( ) ・事業所に併設又は同一敷地内にある条例第84条第6項に掲げる施設の種類及び名称 ( )					
	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	次の研修を修了していますか。 認知症対応型サービス事業管理者研修(経過措置・みなし措置あり)適の場合、具体的内容を記載してください。 ( )		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
【サテライト型】 管理者は常勤専従職員を配置していますか。(【サテライト型以外】と同じ要件を満たしていますか。)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	→不適の場合 本体事業所の管理者を充てることができますが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合、管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
4 代表者	【サテライト型以外】 事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がありますか。	条例第86条 予防条例48条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	次のいずれかの研修を修了していますか。 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程)(H16年度まで実施) ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修(H17年度以降) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17年度実施) ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修(平成18年度以降)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	【サテライト型】 本体事業所の代表者ですか。 ※本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所であり、管理者が認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していない場合は、当該研修修了者である別のものを代表者とすること。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
		適	事例なし	不適	
<b>Ⅲ 設備基準</b>					
5 登録定員	登録定員は29人以下ですか。  通いサービスの利用定員は、以下の範囲内ですか。 登録定員25人以下:登録定員の1/2以上15人以下 登録定員26~27人:16人 登録定員28人:17人 登録定員29人:18人  宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3以上9人以下ですか。	条例第87条 予防条例49条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 設備及び備品等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。	条例第88条 予防条例50条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居間及び食堂は、利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保できていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	宿泊室の定員は1人ですか。また床面積は7.43平方メートル以上になっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>Ⅳ 運営基準</b>					
7 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書等を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	条例第110条 で準用する第10条 予防条例第67条 で準用する12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第110条 で準用する11条 予防条例67条 で準用する13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第110条 で準用する12条 予防条例第67条 で準用する14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及び要介護(要支援)認定の有効期間を確かめていますか。	条例第110条 で準用する13条 予防条例第67条 で準用する15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	要介護(要支援)認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護(要支援)認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	条例第110条 で準用する14条 予防条例第67条 で準用する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等(テレビ電話装置等を活用して行うこと可)を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第89条 予防条例第51条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	条例第90条 予防条例第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 身分を証する書類の携行	従業員のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第91条 予防条例第53条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
		適	事例なし	不適		
15 サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	条例第110条で準用する21条 予防条例第67条で準用する第22条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
16 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第92条 予防条例54条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。  ・通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ・通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 ・食事の提供に要する費用 ・宿泊に要する費用 ・おむつ代 ・サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
17 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第110条で準用する23条 予防条例67条で準用する第24条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
18 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	条例第93条 予防条例第68条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
19 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針  (身体拘束等の禁止)	利用者の心身の状況等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、妥当適切にサービスを提供していますか。	条例第94条 予防条例第69条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていませんか。 また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。  →身体的拘束等の有無(有・無)	条例第94条 予防条例第55条および第69条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
		適	事例なし	不適		
20 居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第95条 予防条例第69条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第30号)第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
21 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村(国民健康保険連合会)へ居宅サービス計画において法定代理受領サービスとして位置づけた者の情報を記載した文書を提出していますか。	条例第96条 予防条例第56条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
22 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者から申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	条例第97条 予防条例第57条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
23 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第98条 予防条例第69条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保ができていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得、交付していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
24 介護等	利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活が送れるよう支援していますか。	条例第99条 予防条例第70条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者の負担によって、指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせていませんか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう、利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
25 社会生活上の便宜の提供等	利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	条例第100条 予防条例第71条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等、必要に応じて同意を得た上で代わりに行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
26 利用者に関する市町村への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。	条例第110条 で準用する29条 予防条例第67条 で準用する第25条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
		適	事例なし	不適		
27 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第101条 予防条例第58条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
28 管理者等の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例110条で 準用する第61 条の11 予防条例第67 条で準用する 第27条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
29 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務内容 (3)営業日及び営業時間 (4)登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5)指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他運営に関する重要事項	条例第102条 予防条例第59 条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
30 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。	条例第110条 で準用する第 61条の13 予防条例第67 条で準用する 第29条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は、この限りではありません。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
31 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供していませんか。(ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。)	条例第103条 予防条例第60 条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
32 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	条例第104条 予防条例第61 条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	非常災害時に地域住民との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
33 協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	条例第105条 予防条例第62 条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
		適	事例なし	不適	
34 業務継続計画の策定など	感染症または非常災害の発生時において利用者に認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第110条で準用する第33条の2 総合事業第67条で準用する第29条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更をしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35 衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第110条で準用する第61条の16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催とその結果の従業者へ周知。 ②感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備。 ③感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練。	予防条例第67条で準用する第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示またはこれらを記載した書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。していますか。	条例第110条で準用する35条 予防条例第67条で準用する第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37 秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	条例第110条で準用する36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	予防条例第67条で準用する第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書等により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
38 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	条例第110条で準用する37条 予防条例第67条で準用する第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第110条で準用する38条 予防条例第67条で準用する第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
40 苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	条例第110条で準用する39条 予防条例第67条で準用する第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市町村からの求めがあった場合には改善内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
		適	事例なし	不適	
41 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例第106条 予防条例第63条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
42 地域との連携等	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置を活用して行うことも可)を設置し、おおむね2月に1回以上、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	条例第110条 で準用する第61条の17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。	予防条例第67条 で準用する第40条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	年1回以上は自己評価を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自己評価結果を運営推進会議において、第三者の観点から外部評価を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
43 居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。	条例第108条 予防条例第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
44 事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。(過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。) →事故事例の有無：有・無	条例第110条 で準用する41条 予防条例第67条 で準用する第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。(賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。) →損害賠償保険への加入：有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。(過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
45 虐待の防止	虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じていますか。 ①虐待の防止のための対策を講ずる委員会(テレビ電話等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。 ②虐待の防止のための指針の整備。 ③定期的な虐待の防止のための研修の実施 ④①～③を適切に実施するための担当者を置く。	条例第110条 で準用する第41条の2 総合事業第67条 で準用する第38条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
46	会計の区分 他の事業との会計を区分していますか。	条例第110条で準用する42条 予防条例第67条で準用する第39条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
47	記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。  利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号から第3号及び第9号については5年間)保存していますか。 ①居宅サービス計画 ②小規模多機能型居宅介護計画 ③提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録 ⑨従業者の勤務の記録	条例第109条 予防条例第66条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>V 変更の届出等</b>						
48	変更の届出等 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該小規模多機能型居宅介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。  ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の建物構造及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約内容 ⑧介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨介護支援専門員の氏名及び登録番号 ⑩小規模多機能型居宅介護費の請求に関する事項	法第78条の5 規則第131条の13 法第115条の15 規則第140条の30	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	